平成２３年（フ）第１６０３号
名古屋市西区又穂町２丁目１番地　又穂団地３号棟707号
債務者　松本智枝美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６４８号
愛知県知多市新知東町２丁目12番地の７　アビィ・ロード202
債務者　岩川　純子（旧姓笹川）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９８号
愛知県みよし市三好丘緑３丁目３番地７　アットホームＲ・Ｋ２号、前住所愛知県みよし市三好町西平子２番地　グレイス小嶋Ａ号
債務者　鈴木　利一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
愛知県豊田市大清水町南岬１番地388
債務者　森下　美波（旧姓忠貞）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
滋賀県米原市高溝240番地23
債務者　喜田　房雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第４２号
滋賀県米原市高溝240番地23
債務者　喜田とき江
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第２８９号
愛知県豊田市新生町１丁目20番地２　Ｔステージ新生町902号
債務者　荒木　賢一
1　決定年月日時　平成23年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月12日午前11時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
岡山市中区円山145番地　ヤマシタビル303
債務者　景山由美子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月７日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３３号
岡山県瀬戸内市長船町土師222番地５　ニューシティ長船105号、旧住所岡山県瀬戸内市長船町福岡1366番地22
債務者　栗坂　幸一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５１号
岡山県赤磐市可真下472番地１
債務者　宮岡　周平
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７号
大分県速見郡日出町大字藤原1733番地　Ｒ１番館303
債務者　伊藤　　愛（旧姓植村）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
愛知県豊田市堤町宮畔63番地　県営３―103号
債務者　小川　政行
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５０４０号
大阪市福島区福島３丁目１番61―1103号
債務者　曽谷　和成
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３号
東京都八王子市暁町３丁目４番７―211号
債務者　正木　大河
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９１１号
東京都府中市武蔵台２丁目24番地１―205
債務者　萩原佐代子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１０１号
静岡県富士市高島町140番地の１、前住所静岡県富士市松岡1457番地の45
債務者　笠井　正二
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月１日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部